

平成 2 7 年 第 2 回 臨時会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 27 年第 2 回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 平成 27 年 2 月 4 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 27 年 2 月 9 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 27 年 2 月 9 日 午前 10 時 44 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員		
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	竹俣信行	○	教育長	林伸行	○
総務課主幹	齊藤昭一	○	生涯学習課長	伊藤同	○
住民企画課長	小野寺祥裕	○	生涯学習課主幹	藤原勝美	○
住民企画課参事	江草智行	○	学校給食センター主幹	佐藤美則	○
住民企画課主幹	伊藤泰広	○			
保健福祉課長	石川篤	○			
保健福祉課主幹	五十嵐正美	○			
産業振興課長	深田知明	○			
産業振興課参事	横山智	○			
産業振興課参事	小南雅誉	○			
建設課長	松橋正樹	○			
建設課主幹	金野茂幸	○			
建設課主幹	竹内秀行	○			
会計管理者	房田敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野幸彦	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	川口昌志	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	小泉政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 山内 彬 8番 谷川 忠雄
2			会期の決定	2月9日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	選任	1	常任委員の選任について	
6	〃	2	議会運営委員の選任について	
7	議案	2	津別町環境基本計画推進委員会設置条例の制定について	
8	〃	3	津別町まちなか再生協議会設置条例の制定について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成 27 年第 2 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

7 番 山 内 彬 君 8 番 谷 川 忠 雄 君

の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（川口昌志君） おはようございます。これから諸般の報告を申し上げます。

す。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第2回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、1月臨時議会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る1月17日、津別町消防功労者、島崎久雄様をご逝去されました。故人は、消防団員として28年の永きにわたり、災害の未然防止にご尽力され、住民の安全確保に多大なご貢献をいただきました。故人の生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、寄附についてであります。12月22日、津別町字新町 丸玉産業株式会社取締役社長 大越敏弘様より、「丸玉産業森づくり基金」に500万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、「愛林のまち緑資源を

守る推進事業」の拡充財源として活用させていただく所存であります。

次に、商工業者等に対する新たな助成制度創設の要望についてであります。1月30日、津別町商工会 石橋会長が来庁され、町内の小規模企業及び小規模事業者が厳しい経営状況にあることから、現行の津別町起業等振興促進条例の対象範囲等を拡充する新たな助成制度創設の要望があったところです。事業者の経営、継続に必要と判断するとともに、本町の商工振興に欠かせないものであることから制定に向けた対応を行う考えであります。

次に、1月31日からの低気圧による暴風雪の対応についてであります。急速に発達する低気圧が北海道東海上に停滞する影響で、オホーツク管内は、1月31日未明から2月2日にかけて、大荒れの天候になるとして網走地方气象台は、「暴風雪・大雪」に対する厳重な警戒を呼びかけました。

町では、30日に広報車により警戒を促すとともに、移動困難者や帰宅困難者の受け入れのための臨時避難所開設の準備を行ったところです。また、土日を控えていることから、各所管課において暴風雪に備えた人命最優先の対策を講じることと、警報が発令された際には、状況に応じ災害対策本部を設置することを確認し、管理職については自宅待機、職員についても外出を控えることを徹底したところです。

また、人工透析患者11名と妊産婦2名につきましては、30日の段階において該当者と連絡を取り、気象情報を伝え、個別に対策を促しました。また、障がい者及び介護保険要支援者のうち独居と高齢者90世帯に対して電話による安否確認を行うとともに、玄関先やFFストーブの排気口の除雪対応を行ったところであります。なお、室内で排気臭がするとの通報が2件寄せられ対応を行ったところですが、幸いにして人的被害はありませんでした。

このたびの暴風雪により、2月1日のスキーイベントを中止するとともに、2日の小中学校の休校と保育所の休所を決定しました。

町道の除雪については、3日間連続で早朝から行い、交通障害の報告はありませんでしたが、引き続き拡幅及び排雪作業を進めてまいります。

なお、今議会におきまして、条例制定の議案を提出いたしておりますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎選任第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、選任第1号 常任委員の選任を行います。

常任委員の任期満了にあたり、次期委員の選任については、委員会条例第7条第5項の規定を適用し、同条第4項の規定により議長において指名いたしたいと思っておりますが、指名しようとする所属常任委員会名と議員の氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（川口昌志君） それでは、議長に代わりまして指名しようとする常任委員会ごとの議員の氏名を朗読いたします。

総務文教常任委員会委員に、佐藤久哉議員、白馬康進議員、乃村吉春議員、茂呂竹裕子議員、篠原眞稚子議員。

産業福祉常任委員会委員に、村田政義議員、藤原英男議員、山内彬議員、谷川忠雄議員、鹿中順一議員。

以上で朗読を終わります。

○議長（鹿中順一君） ただいま事務局長の朗読のとおり指名いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

◎選任第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、選任第2号 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の任期満了にあたり、次期委員の選任については、委員会条例第7条第5項の規定を適用し、同条第4項の規定により議長において指名いたしたいと思

ますが、指名しようとする議員の氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（川口昌志君） それでは、議長に代わりまして指名しようとする議会運営委員の議員の氏名を朗読いたします。

議会運営委員会委員に、白馬康進議員、村田政義議員、茂呂竹裕子議員、山内彬議員。

以上で朗読を終わります。

○議長（鹿中順一君） ただいま事務局長の朗読のとおり指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第2号 津別町環境基本計画推進委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程となりました議案第2号環境基本計画推進委員会設置条例の制定についてご説明いたします。

別途配付しております資料1ページをお開きください。条例案の条文、その内容説明を記載しておりますが、参考となる事項につきまして、備考について追記させていただいております。

この委員会につきましては、昨年3月に制定いたしました津別町環境基本計画におきまして、計画の推進並びに環境政策の点検、評価を行う組織を設置することとしておりまして、それに基づく委員会設置となります。環境基本計画の策定委員会につきましては、要綱で定めておりましたが、今回も要綱と当初考えておりましたが、当初予算において関係予算を計上していたところですので、非常勤特別職ということですので、

報酬等支給することから本来設置条例を制定するべきではないかということで、今回設置条例の制定をお願いすることとなりました。

まず第1条です。設置の目的です。先ほど述べたように環境基本計画を推進すること。環境政策の調査、検討を行っていく委員会とするものであります。

第2条は所掌事項です。町長の諮問に対しまして、環境基本計画の進行管理を基本としながら、各役割を担います町事業者、町民に対しても意見、提言を行っていかうとするものであります。

第3条は委員ですが、20名までと考えておりまして、既に一般公募を1月のほうに始めさせていただいております。計画策定時の委員の継続をしたいとは考えておりますが、改めて一般公募による委員と町のほうで依頼する学識経験者も含めまして組織しようとするものであります。

第4条につきましては任期ですが、計画そのものが10年間ということで、計画の進行管理ということでありますので、任期を5年ということで少し長い期間でお願いしようとするものであります。

次ページになります。第5条は、委員長、副委員長の委員による互選の規定であります。

第6条は、会議の招集者規定と会議成立規定、さらに関係者の出席を可能とする規定となっております。

第7条は、事務局を役場、住民企画課とすること。

第8条は、必要事項の委員長への委任規定となっております。

それでは、議案の条文のほうにお戻りください。各条文につきましては、ただいま説明いたしましたので、附則のほうをご覧ください。附則におきまして、施行の日は、公布の日から施行するということにいたしまして、3月中に第1回の会議を行う予定としておりますことを申し添えたいと思います。

以上、ご説明いたしましたので、原案を承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 何点かお伺いをしたいと思います。

最初に第3条の委員の関係でございますが、20名以内というふうになっておりますが、一般公募については何名ぐらい公募されるのかお伺いをしたいと思います。

それから、同じ3条の学識経験者については、今のところどういう分野の学識経験者を想定しているのかお伺いをしたいと思います。

それから、10年計画ということで、この第4条の任期の5年ということでございますが、この中で10年計画の進行管理というふうに今説明がありましたけども、この実施計画については、どのように考えられているのかお伺いをしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） まず、委員の20名以内の関係ですが、その中で一般公募は枠としては3、4名ということで考えて応募を受けたところですが、1月中で受けまして、最終的には2名の応募があったところです。最終的には、まだ最終確定はしていませんが、そこでその2人が入ってくるというふうに考えているところです。

それから学識経験者です。これも今打診しているところなのですが、おおむね受けもらえるという話をしていたのですが、網走川の関係もちよっと環境問題とか扱っています大野先生に今打診しているところで、最終的には学識経験者として参加を願いたいと考えているところであります。

あと、実施計画という話でしたが、ちよっと基本計画の中には、実施計画も一部盛り込んだような形になっております。ですから、関連するいろいろな計画に対して、これはどうやって進んでいるかという形の、本当に基本の計画になりますので、基本計画そのものが実施計画を持たない形の計画になっておりますので、この環境基本計画であれをしなさい、これをしなさいという実施計画は持たないという性格のものでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） この委員さんの20名でございますけども、この計画を策定さ

れた委員会のほうからと公募が2名というふうに今お答えいただいたと思うのですが、この2名の公募の条件というのですか、そういうものがあるのかどうかお伺いしたいのと、なぜかと言うと、年齢とか公募に対する条件、何もない公募でやられるのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、学識経験者でございますけれども、今、後で説明が多分条例であると思いますが、まちなかの再生支援事業と絡みがあるのかどうか、今説明がありませんでしたが、この再生事業と絡みがあるのかどうか、この学識経験者の中でお伺いをしたいと思います。

それから、実施計画を持たないというふうに今お答えをいただいたような気がしますが、当然この事業を推進するにあたって具体的に何をやるかということがたぶん出てくるかと思えます。そのときに財政計画とか、いろんな絡みがこの中に含まれてくるのではないかと。そうするならば、やはり3年ごとの実施計画をつくるだとか、やはりそういう具体的に示せなければ、ただ5年計画の中でどういうふうに優先順位を決めてやるのか今後の議論だと思いますが、やはりそういうめどをある程度立ててやるのが、この計画の重要性の一つではないかなと思いますので、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） まず、公募委員の資格といいますが、応募資格ですが、既に1月の広報のほうに載っていますが、20歳以上の成人で津別町の環境保全に見識、興味があり参加意欲のある方ということで、特別幾つまでじゃなきゃいけないとか、そういうような形はつくらないで、あくまでも興味のある方ということで応募をかけたところです。

それで、前回の策定委員会が全員で16名、15名の推薦と1人の応募という形で16名で組織しましたが、大体そのうちの15名につきましては、各団体からまた改めて、そのままやってもらう人もいますけれども代わる人というのがありますが、それらを入れまして15名、それから応募とこちらで先ほど言いました学識経験者で組織しようという形で今考えております。

それで、先ほど次のまちなか再生協議会との関係ですが、この環境基本計画は津別

町の環境に対する理念を中心にどういう理念を持って将来を考えるかということの基本としておりますので、まちなか再生とは直接な関係はないというふうに考えてもらってよろしいかと思えます。

それから、今申し上げましたとおり、その理念に基づいて各それぞれの計画がちゃんとその理念に基づいてなっているかどうかというのを検証していくものでありますので、この計画そのものが実施計画を持たないとはそういう意味で、実施計画を持たないという意味であります。ですから、あくまでも、常にいろんな計画があるのですが、その計画がこの環境基本計画に合った形でどんどん進んでいるかどうか、そういう進行管理をこの委員会でやろうという考えであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 何回かこの関連について質問させていただきましたけども、このまちなかの再生と私は今回の環境基本計画というのは、密接につながりがあるのではないかというように思っています。再生事業の中身も読ませていただきましたけども、やはりこれと関係なしにはこの推進は難しいのではないかなと、そういうふうに思いますが、再度その点についてお伺いをしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 全く関係がないという形ではなくて、先ほど言いましたように本当に環境に対する基本理念がありますので、それから外れたものがまちなか再生のほうで論議されることはないと思えます。ですから、その基本理念に基づいたのを、これは環境についてはこれが一番メインとなる考え方ですので、それと外れた考え方はほかのところでもしないという考えでありますので、そういうことでは関係があるというふうにご理解願えればよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第3号 津別町まちなか再生協議会設置条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹(伊藤泰広君) それでは、ただいま上程となりました議案第3号津別町まちなか再生協議会設置条例の制定についてご説明をいたします。

別途配付しております説明資料3ページをお開きください。

議案第2号の説明と同様に条例案の条文とその内容説明、さらに参考となる事項について追記させていただいております。

昨年9月の定例会の一般質問で、町長から準備をしているむねの答弁をしておりますが、12月の各常任委員会でふるさと再生のこの事業につきましても、内容と状況を説明させていただいております。この事業、一般財団法人地域総合整備事業団、通称ですが「ふるさと財団」の補助事業でありますまちなか再生支援事業の大学連携型につきましても現在事業申請を行っているところであります。

この事業は、衰退しておりますまちなかの再生と持続が可能な施策について、筑波大学との連携により検討していこうとするものであります。現在大学と協議が整った事業内容につきましても申請書を提出したところであります。財団からの採択を待つ

状況であります。

事業内容につきましては、12月の各常任委員会の中で大学の提案をお示しましたが、それらを主に協議、今回申請した内容につきましては、議会後の全員協議会で改めてお知らせしたいと思っております。

では、この条文の説明になりますが、まず条例の協議会は大学との共同プロジェクトを行う津別町民の組織というものでありまして、非常勤特別職として報酬等の対象といたしたく設置条例の制定をお願いするものであります。

まず、第1条につきましては、設置の目的になります。中心市街地とも言うべきまちなかの再生と機能を持続できるような施策を各方面から検討しようというものでありまして、大学との連携に補助事業を行うとともに、その後の経過についても検討、提案を行っていく協議会とするものであります。

第2条は所掌事項ですが、町長の諮問に対し調査研究をするもので、多くの提案を行っていくという機関として考えているところであります。

第3条は専門機関との連携で、当初の補助事業では筑波大学のシステム情報系社会工学域、工学域というのは筑波大の特有の呼び方なのですが、工学部と同様な意味であります。この社会工学域と連携いたしまして補助事業を研究を行っていきませんが、補助事業終了後も筑波大学や他の機関との共同で検証等を行い提案をいただきたいと考えております。

第4条は委員ですが、これも20名までと考えております。既に一般公募を始めさせていただいておりますが、各事業所や団体からの推薦に一般公募、あと町職員も一部入れまして構成しようとしているものであります。2は次世代を担うものとしたしまして、おおむね20歳代から40歳代を中心に組織したいと考えております。これは、この事業によりまして、自分たちの時代に向けてみずから考え、提案していくということで、その過程におきまして大学における教育できる能力を受けまして本町の若者の人材を育成していくと考えているところであります。

第5条につきましては任期です。継続的な検討、施策の検証をお願いするという意味で、補助事業の対象期間を超えて3年間としたところであります。

第6条は、会長、副会長を委員が互選する条文、第7条は、会議の招集者が会長と

なる規定、第8条は事務局を役場住民企画課とすること。それから第9条は、会議の必要事項の会長への委任、委任する規定であります。

それでは、議案の条文のほうにお戻りください。各条文につきましては、ただいま説明いたしましたので、附則のほうをご覧ください。附則で、公布の日から施行とするものであります。報酬等の予算につきましては、3月定例議会で追加補正をお願いいたしまして3月中に第1回の会議を行う予定としております。

以上、ご説明いたしましたので、原案を承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 前の条例とちょっと関係がありますけども、第4条の委員の20名の関係でございますけども、一般公募もこの中で行うというふうに今説明でありましたけども、この年齢が20から40代と。この協議会全体が若い人でやるというような考え方で今説明がありましたけども、これ一般公募について何人公募するのかお伺いしたいのと、各団体からの推薦というふうになっておりますけれども、この各団体というのは主にどういう団体なのか、わかればお伺いしたいというふうに思います。それから、なぜ年齢が20から40代に大体若い人に考えているのか、説明では人材育成も兼ねているというふうに説明で出ておりますけども、それあたりの絡みを含めてお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（小野寺祥裕君） ただいまご質問のありました件についてお答えをしたいと思います。年齢の関係、若い人が主だということで、各団体の推薦の関係で何人かというご質問だったかというふうに思います。この構成につきましては、主に本町の産業界を構成しております商工業、林業、それから農業、そして建設業、そういったところから、それぞれ3名程度の皆さんを推薦をお願いをしているところです。あと、残り観光ですとか、それと一般公募の関係もございますけれども、そういった形で総勢20名以内という形で計画をしているところであります。

あと、若い人の関係ですけれども、どうして若い人なのかということで、先ほど主幹のほうからも説明ございましたが、今後10年、20年先の我が町のあるべき姿というものを今一緒に研究をしていただいて、その次代に当然まちづくり等のリーダー的な存在になっていただけるような、そういう年代の方々に今一緒に調査研究をして、そして町の姿をともに考えていきたいと、そういうような趣旨でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） 山内議員のほうから委員の関係については質問がありまして、中身につきましては大体わかりました。津別高校の振興対策の折にですけれども、町長のほうから高校生も含めてというような考え方の話もありましたけれども、その辺はどのように考えているのか、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

それと、委員の任期関係ですけれども、条例の中では3年以内というふうになっていまして、説明の中では3年間ということで、実質事業をやるのが27年度1年なんだと思いますけれども、検証を含めて3年間ということかなと思います。その3年間と3年以内ということなのですから、これに関しては時限というか、3年間という時限で条例化しようとしているのかとか、ちょっとその辺もあわせてお願いしたいと思います。期間を決めて時限立法というか、そういう形でやるのか、終わりを決めるのか決めないのかも含めてお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） まず、高校生の取り入れ方なのですが、この委員のほうには入りませんが、事業の中で後ほどの説明もありました12月のほうで先生のほうからの提案もあったのですが、ぜひ地元の高中生を入れたワークショップをやりたいという形で考えております。後でまた説明しますが、その中で例えば筑波大学のほうに高校生を連れて行くとか、そういうことも考えながら事業を展開していきたいと。それで、津別町の若者の、高校生の意見を取り入れるという形を入れていきたいというふうに考えております。

それから任期の関係なのですが、これ3年以内というふうにしてはいますが、時限とは考えておらず、3年以内で状況によってはまた新たに任命するということもあり得

るかと思っています。まちなかの再生事業ですので、あと年代も変わっていくと思いますので、そういう意味ではちょっと3年以内というところで1回区切りまして、また次再生事業をやっていく上で委員の交代もあり得るかなと思ひまして、時限ではなくて代わって行って、できれば少し続けていきたいと、継続していきたいという考えは持っています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） 委員の関係、高校生の関係につきましてはわかりました。

任期なんですけれども、主幹の今の説明でいくと、以内じゃなくて3年というふうにしたほうがいいのじゃないのかなと思ってちょっと議案を見たのですけれども、ちょっとその以内となると1年でも以内だし、2年半でも以内でありますから、ちょっとその辺ちょっとどうなのかなというふうに思っていますので、ちょっと考え方があれば聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） これは、議員おっしゃるとおり3年以内にするかどうかでちょっともめた、内部的にも3年にするか、3年以内にするかでちょっと考えたところがありまして、事業の展開の仕方によってはもしかすると一応最初、委嘱するときは3年という形で委嘱したいと思ひのですが、事業の内容によってはちょっと早目に委員を区切って、新しくまた委員に展開するのかなというのがあり得ないことではないと言ったら言い方変ですけど、二重否定になりますが、それでもちょっとあり得るのではないかということで、ちょっと以内を入れさせていただきました。そういうことをご理解を願ひたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） 考え方はわからないわけじゃないのですけれども、時限を付けないということであれば、きちっと3年だというふうに思ひわけですけども、丸々3年この事業、条例を生かしていこうというふうには考えていないということなのかなというふうにもとれるのですけれども、そういうふうにとれちゃうのですよね。ですから、きちっと、これは3年以内じゃなくて、3年ときちっとして途中でもし条例

が必要でなくなれば廃止をしても可能なのかなと思うのですが、ちょっとその辺自分としては何か理解ができないというか、考えるべきじゃないのかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 議員のおっしゃることも重々わかるのですが、これは最初の答弁で言ったとおり時限ではない、継続していきたいという考えで、そういう意味では、最初基本的には3年なのですね。その後、次のときにほかの計画等とか施策の展開においては、その次は、あと2年ぐらいで1回区切ろうとか、そういうのも出てくるのかなというのが考えまして、そうなってくると、次のときに条例2年とかあと1年半ですね、というときには条例改正しなきゃいけないというのがありまして、ちょっとそういうのも含めて、ちょっと3年以内という、ちょっと歯切れの悪い答弁になるかと思いますが、そういうことをちょっと想定しまして以内という言葉を入れさせてもらったところです。よろしいですか…。これは、2項、3項で残任期間という形を設けておりますので、途中で委員が代わるということも考えております。ただ、任期につきましては、3年とした場合は、必ず次も3年という形にしなきゃいけないということですね。今回やって、次の委員も継続的な考えをしていますが、次も基本的には3年という形になってしまいますので、それが短くなる可能性もあるかなというのがありまして以内としたというのが一番強いかなと思うのですが…。

（何事か言う声あり）

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 条例で廃止ししちゃうと委嘱期間の途中の委嘱を解く事例ということです。ということもありますが、ちょっとそういうことは考えずに以内という表現をさせていただいたところです。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 今ちょっと主幹の答弁の中で委員の入れ替えということが言われていたのですが、どういった事態になると、こういう委員を入れ替えてまた事業を継続していくことになるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 委員の入れ替えについては、次の任期のことで、そうなってくるとやはり年代的に上がってくるということがありますので、その中で世代交代というのがあり得るかなというふうに考えての話です。そういう意味で答弁させていただきました。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 世代交代ということであれば、それで理解するしかしょうがないのかもしれないのですが、各団体から推薦で上がってきた人が大多数なので、やはりそんなに団体にしても人材がいるわけじゃなくて、何か方向転換するとか、新たなステップに入るとかということ、その分野を得意としている人たちに入れ替えるというのならわかるのですが、3年ぐらいで世代交代で入れ替えると言っても、なかなか人材が見つからないので、むしろ人材育成という意味で多くの人に携わってもらったほうがいいからということだと、それもちょっと理解できるのですが、そうするとこの計画、津別町の将来を担うような計画である中で、やっぱりできるだけ継続して携わっていただいて検証等もしていただいたほうがいいのではないかなと。各団体についても、それなりの人材を育てて若手のホープといいますか、そういう方を送り込んでくると思うので、今後、事業が進捗した中で判断したいと思いますが、私としてはちょっと世代交代だけではせっかくの集まる優秀な人材がもったいなのかなという気もするのですが、いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（小野寺祥裕君） ただいまのご質問ですけれども、この3年以内というのは、先ほど主幹も申しましたとおり当初の1回目のこの委員の委嘱については、私ども3年というふうをお願いをしたいというふうに思っております。それが一区切りついて、次のお願いをするときに、これは何か計画をこの協議会の中でつくって、形のあるものにするとかということではなくて、やはり一定のまちなか再生に対する提案という形で出していただくというふうに思っております。ですから、その提案に基づいて今度事業は行政側で事業をしていくわけですが、その事業がその提案とまちなか再生、将来のまちなか再生というものに照らしたときに、どういう方向性で事業が展開されていくのかというような検証等もこの中でしていただきた

いという思いもありまして、ですから次の任期のときに、先ほど事業の展開によってという話もありましたけれども、3年以内というひとつの幅を持った形でお願いをしながら展開によっては、また3年ではなくてそれ以内でという、そういう考え方も持ったところでは、あと、まちなかの次代を担うリーダーの方々の育成という部分でいけば、なるべく多くの方々にこの協議会に参加をしていただきたいという考え方は我々も思っているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これで、平成27年第2回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時44分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員